



佐賀県神社庁

庁長

徳久 俊彦

副庁長

永代龍三郎

理事

村田 直敏

理事

佐野 安正

理事

川浪 勝英

理事

宮崎 浩司

理事

鍋島 朝寿

理事

松中 浩泰

理事

田中 雅治

理事

岩永 英毅

理事

野崎 洸史

理事

名和 長高

理事

溝上三紀子

職員

川浪ゆかり

佐賀県神社総代会

会長

南里 和幸

副会長

垣内 利秋

理事

三谷 英史

理事

村田 直敏

理事

井上 和幸

理事

辻 幸徳

理事

平川 哲男

佐賀県神社庁支部長

佐賀地区第二支部南

日吉 高明

佐賀地区第二支部北

持永 圭子

神埼地区支部

山邊 和之

研修所長

徳久 俊彦

三養基地区支部

小野 康行

講師

鍋島 朝倫

小城地区支部

栗原 潔

全

東 正弘

東松浦地区東支部

石橋 明彦

全

武雄 哲司

唐津市地区支部

鳥越 友彦

全

永代龍三郎

東松浦地区西支部

八幡 崇経

全

村田 直敏

西松浦地区支部

加志田浩一

全

鍋島 朝寿

杵島地区西支部

北島 巖

全

宮崎 浩司

杵島地区東支部

川崎太久美

全

八島 弘直

藤津地区支部

北村 建治

全

加志田浩一

佐賀地区第一支部

中村 良信

全

田中 雅治

佐賀県神社総代会支部長

佐賀地区第二支部南

垣内 利秋

全

川崎太久美

佐賀地区第二支部北

神代 正信

全

西原 清純

神埼地区支部

船津 保雄

全

江頭 慶宣

三養基地区支部

井上 和幸

全

川浪 勝英

小城地区支部

南里 和幸

全

松中 浩泰

東松浦地区東支部

盛田 平

祭式講師

笠原 猛

唐津市地区支部

辻 幸徳

全

新久田泰之

東松浦地区西支部

内田 泰久

全助教

東 孝澄

西松浦地区支部

立部 薫

雅楽講師

佐野 安正

杵島地区西支部

谷口 優

祭祀舞講師

光増 隆昭

杵島地区東支部

片瀨 義房

全講師補

宮田 彩子

藤津地区支部

竹下 元一

鍊成行事道彦

馬場 正典

佐賀県神社庁研修所

佐賀地区第一支部

平川 哲男

全助彦

朝日 淳司

佐賀地区第一支部

平川 哲男

訓育主任

野崎 洸史

神社本庁教誨師

県駐在教誨師

村田 直敏

佐賀県神社庁教化委員会

委員長

八幡 崇経

副委員長

笠原 猛

全

東 孝澄

全

重藤 薫範

委員

川浪ひとみ

全

大島 仁志

全

朝日 芳彦

全

栗原 潔

全

戸川 健士

全

宮崎 貞克

全

宮田 彩子

全

田中 寛美

全

橋富太市郎

全

武雄 栄門

全

永代 優仁

全

前田 英明

全

溝上 忠秀

神道政治連盟佐賀県本部

本部長

村田 直敏

副本部長

南里 和幸

全

永代龍三郎

幹事長

戸川 健士

幹事

佐野 安正

佐賀県神道青年会

会長

古川 勝茂

副会長

武雄 栄門

全

田中 寛美

全

福川 明成

事務局長

大島 仁志

事務局長補佐

松田 晃

全

前中 俊二

事務局員

加志田崇嗣

全

松中朝比古

常任相談役

宮田 彩子

全

宮崎 貞克

佐賀県敬神婦人会

会長

森田 睦

副会長

古川三紗子

監事

八嶋フヂヨ

委員

長野 由子

委員

西田レイ子

全

西村いつみ

全

鈴田ヨシ子

全

原崎つる子

行事予定

一月

四日 仕事始

十一日 学神祭

二十二日 佐嘉神社松原神社新春奉納書道展表彰式

二十四日 九州地区別表神社宮司会

三十日 役員会

二月

十一日 建国記念祭

於佐賀縣護國神社

建国まつり

於平和会館

東松浦地区西支部建国記念の日奉祝式典

十四日 第二十一回神道政治連盟時局対策連絡会議

於東京都

第四回教化委員会

九州地区教育関係神職協議会研修会佐賀大会

二十二日

二十五日

於武雄市

全 琴路神社 石田 雅子

**事務連絡**

令和四年十二月一日付教化発第一四八号  
神社本庁教化広報部長名・神社庁長宛

▼「**共同社報 令和五年正月版**」活用方

**推奨の件**

標記の件、左記データを作製し、神職専用サイトに掲載致しましたので、貴管内神社での活用につき推奨戴きますやうお願ひ申上げます。

また、今後も各神社での教化活動に資するべく様々な資料のデータを神職専用サイトに掲載して参りますので、貴管内神職には本サイトの閲覧登録と活用につき、合はせて推奨願ひます。

記

一、作成物

「共同社報 令和五年正月版」

A4判 カラー両面刷

Powerpointデータ

神社名と連絡先を入力するだけで簡単に各神社の社報を作製することが出来ます。

左記部分の文字入力、差替へてのプリンター印刷が可能です。

(表面)

題字(〇〇神社社報 令和五年

正月号)・巻頭言・イラスト・顔

写真

(裏面)

神社連絡先・コラム記事・祈祷案内  
一、その他  
御不明な点がございましたら、教化課宛に御連絡下さい。

化課宛に御連絡下さい。

(神社本庁教化広報部教化課)

電話番号〇三三三三三九八〇一六

メールアドレス

kyoka@jinjahancho.or.jp

以上

令和四年十二月七日付総神発第六一三号

神社本庁総務部長名・神社庁長宛

▼**宗教法第七十八条の二に基づく報告徴収・質問権の行使基準について**

標記の件、所轄庁が宗教法人に対し、

宗教法人法第七十八条の二に基づき報告を求め、又は質問を行ふ場合の基準に

ついて、宗教関係者や有識者で構成された「宗教法人制度の運用等に関する調査

研究協力者会議」での議論を経て去る十一月八日に決定し、文化庁から各都道府

県に対し通知されましたので、別紙の通り内容をお示し致します。

此度の基準策定は旧統一教会問題に端を発するもので、宗教法人が適正に運

営されるやうに調査をすることはあつても、行政機関がむやみに権限を行使し

て信教の自由を損なふことがあつては

ならないことから、本庁では議論の行方を注視してゐましたが、抑々権限を行使し得る対象が当該条項上「業務又は事業の管理運営に関する事項」に限定されてをり、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」の「疑い」については、宗教法人に属する人の法令違反や法人の法的責任を認める公的機関の判断があることや、公的機関に寄せられた情報で客観的な資料や根拠があり、同様の行為が相当数繰り返されてゐたり、被害が重大である場合に認められ、「第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」の「疑い」についても、客観的な資料や根拠があり、行為による結果や影響の内容・程度、行為を行った動機・理由、行為の反復性・継続性の程度を総合的に判断して認めるとしてゐます。

右の通り、此度の報告徴収・質問権の行使基準の決定については、抑制的な運用となることから包括下神社に特種の影響はないものと思はれますので、併せて御承知置き願ひます。

以上

※同封の**関係文書(写)**を御参照下さい。

(官司のみに封入)

以上

以上

令和四年十二月七日付総神発第六二三号  
神社本庁総務部長名・神社庁長宛

▼消費税の適格請求書等保存方式の開始に向けた周知について

標記の件、既に平成三十一年三月十二日附総神発第一三二二号を以て通知した通り、適格請求書(インボイス)制度が令和五年十月より開始されることから、文化庁・財務省・国税庁連名の文書を以て(公財)日本宗教連盟を通じて制度の周知への協力依頼がありましたので、当該文書(写)及び「インボイス制度への対応に関するQ&Aについて(概要)」を添付してお知らせ致します。

現に消費税が課されてゐる事業者は原則、制度開始前の準備として令和五年三月末迄に税務署へ「適格請求書発行事業者」としての登録を行ひ、交付された登録番号を以後発行する請求書に記載することになります。

制度開始後は、消費税の仕入税額控除の対象となるのは、この「適格請求者」(「適格請求書発行事業者」の登録番号が付された請求書)に基づく支払ひのみとなりますので、管下神社に収益事業や公益事業を行つてゐて、現に消費税が課されてゐる神社がありましたら、対応に遺漏無きやう御指導願ひます。

又、免税事業者は適格請求書を発行す

ることができない為、取引相手先では免税事業者への支払分は仕入税額控除を受けられなくなりませんが、制度の円滑な移行のために経過措置(制度開始後の三年間は仕入税額八〇%、その後の三年間は仕入税の五〇%を控除できる措置)が設けられてゐますので、簡易課税制度ではなく本則による仕入税額控除額の計算を行つてゐる神社は、その点も注意が必要です。

尚、送付があつた依頼文書には、登録手続きの混雑を避けるため、令和五年三月末の期限より出来る限り早期の登録の依頼のほか、制度に係る各種案内などの情報提供がありました。中小企業等に向けた本制度への対応のためのIT導入補助金等については、宗教法人は対象外となつてをりますので、御注意願ひます。

以上  
※同封の關係文書(写)を御参照下さい。  
(官司のみに封入)

令和四年十二月八日付総神発第六六五号  
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼神社における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改定について

標記の件、本庁では各神社が感染防止策を実施するにあつたつての参考に資す

るべくガイドラインを策定し、周知を図つてゐますが、政府が示す基本的対処方針や都道府県による感染防止措置の変更、厚生労働省が運用してゐた接触確認アプリ(COCA)の廃止等を踏まへ、別添の通り改定(朱書部分が改定箇所)することになりましたので、管内神社にご周知戴き度く、宜しく願ひ申し上げます。

尚、改訂度の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについては、近日中に神社本庁ホームページに掲載致します。

以上  
※同封の關係文書(写)を御参照下さい。  
(官司のみに封入)

令和四年十二月十四日付本奉発第一一三号  
神社本庁本宗奉賛部長名・神社庁長宛

▼神宮大麻頒布にかかる広報活動について

標記の件、神社本庁では「三ヶ年継続神宮大麻都市頒布向上計画」の一環として左記の通り実施しますので、貴管内関係者への御周知方願ひ致します。

- 一、動画CM  
記

十二月十五日より明年一月十五

日までの間、十五秒の神宮大麻啓  
発動画CMを、民放の見逃し配信  
サービス「Premium Vi  
ew」(Tver・各放送局配信  
サイト)やオンライン動画共有サ  
ービス(YouTube)で配信。

【共有ポータルサイト】

Tver (<http://tver.jp/>)

※対象局

日本テレビ(NTV)・TBS(T  
BS)・フジテレビ(CX)・テレ  
ビ朝日(EX)・テレビ東京(T  
X)・讀賣テレビ(YTV)・毎日  
放送(MBS)・関西テレビ(KT  
V)・朝日放送(ABC)・テレビ  
大阪(TBO)

【各放送局配信サイト】

日テレ無料TADA

(<https://cu.ntv.co.jp/>)

TBS FREE

(<https://cu.tbs.co.jp/>)

FOD

(<https://fod.fujitv.co.jp/>)

テレ朝動画

(<https://douga.tv-asahi.co.jp/catchup>)

ネットもテレ東

(<https://video.tv-tokyo.co.jp/>)

ytvMyDo

(<https://www.ytv.co.jp/mydo/>)  
MBS動画イズム  
(<https://dism.mbs.jp/>)

カンテレドローガ

(<https://ktv-smart.jp/pc/>)

【オンライン動画共有サービス】

YouTube

(<https://www.youtube.com/>)

※配信対象は、十八歳～二十四歳・

男女、二十五歳～三十四歳・女性  
に限定。

一、ニュースサイト動画

読売新聞

「YOMIURI ONLINE」

(<http://www.yomiuri.co.jp/>)

産経新聞「産経ニュース」

(<http://www.sankei.com/>)に

十二月十九日より明年一月四日

までの間、動画CMを掲載。

また、テキスト広告を十二月二十

二日より十二月三十一日までの

間(YOMIURI ONLINE

E)、十二月十九日より明年一月

二日までの間(産経ニュース)掲

載。

一、WEB記事

女性誌『anan』(マガジンハ

ウス)と提携し、「ananWE

BI」『anan 総研』

(<https://ananweb.jp/soken/>)

に神宮大麻関係記事を掲載。三  
回連載で、十二月十九日、十二月  
二十三日、十二月二十七日に順  
次配信開始。

一、誌面広告

月刊『サンキュ』(ベネッセコー  
ポレーション)令和五年一月号  
(十一月二十五日発売)及び令  
和五年二月号(十二月二十三日  
発売)に掲載。

別紙(一)の通り

一、ラヂオCM

十二月二十日より明年一月三日  
までの間、FM東京ほか全国三  
十七局、日本放送ほか全国三十  
四局で実施。

別紙(二)の通り

一、新聞広告掲載

令和四年十二月三十日、読売聞  
全国版朝刊(十五段・カラー)  
に神宮大麻啓発広告を掲載。

一、その他

神社本庁公式ホームページに映  
像資料を、神職専用サイトに頒  
布資料一覧を掲載。

以上

令和四年十二月十六日付広国発第一七号  
神社本庁教化広報部長名・神社庁長宛

▼**神職専用サイトリニューアル公開の件**

標記の件、各神社での運営・教化活動に資するため公開してをります、神社本庁神職専用サイトにつきましては、利便性向上を目的としてリニューアル致しましたのでここにお知らせ致します。

記

一、公開日時

十二月二十日(水)午後二時頃

一、内容

今回のリニューアルより、サイトの利便性向上のほか、新たに『月刊若木』のバックナンバーを同サイトに公開致します。全文検索等の利用も可能となつてをりますので、御活用いただければ幸いです。

一、その他

御不明な点がございましたら、広報国際課宛に御連絡下さい。

以上

令和四年十二月二十一日付本奉発第一一七号  
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼**令和四年度春季「親子参宮団」中止の件**

標記の件、例年企画を奨励してをりま

す「親子参宮団」につきまして、令和四年度の春季実施分についても、未だ新型コロナウイルス感染症の終息が見えぬ状況ですので、中止せざるを得ないと判断致しました。

つきましては、貴庁管内へその旨御周知の程宜しくお願い申し上げます。

以上

令和四年十二月二十一日付本奉発第一一八号  
神社本庁本宗奉賛部長名・神社庁長宛

▼**「神宮大麻頒布向上啓発CMスポット」(平成十九年版)使用中止の件**

標記の件、神社本庁が平成十九年に制作した神宮大麻啓発動画「心が世界を変えていく」について、此度、制作会社より、使用に関する権利関係に問題があり今後継続して使用することは適切でないとの指摘がありました。

つきましては、当該動画の公式ホームページ及び他媒体への掲載、映像資料としての提供など、一切の使用を中止することと致しましたので、貴管内におきましても、当該動画の使用中止につき、周知徹底戴きますやう、お取り計らひの程、宜しくお願い申し上げます。

以上

◆◆**教化委員たより**◆◆

唐津神社祇宜 戸川 健士

今年度より教化委員会も任期満了改選となり、新しいメンバーで三力年の活動が始まっています。

昨年十一月二十九日には今後の事業方針や具体的取り組みを話し合う第三回目の会議が神社庁で行われました。

前期同様にメンバーを三つの部会に振り分け、

第一部会 研修

第二部会 広報

第三部会 本宗

として、それぞれまた新しい目標を掲げて事業を進めることになりました。

また、全体で取り組む事業として、

① 神社振興

② 神社庁のデジタル推進

③ 神社誌編纂

の三つを進めて行くことになりました。

私が所属している第二部会の広報では、まず部会の方針として「神社に無関心な特に若い世代に、いかに興味を持つて神社に参拝に来てもらうか」という課題を掲げて仕掛けづくりや情報発信に取り組むことにしています。

具体的事業案として

① YouTubeによる広告

② 三広告(県内ケーブルテレビを  
使った広報)

③ 著名なインフルエンサーとの契  
約(神社庁の公式SNSを開設し、  
県内神社紹介や教化に関する事  
を行ってもらう)

④ 研修会の開催(SNSの活用方法等)  
これらを実行する上での課題として

まず広報動画を作成する必要があるた  
め予算の問題があり、自前で作成すると  
費用は抑えられるが、動画撮影の機材購  
入や撮影・編集スキルなど時間と手間が  
かかってしまう。そこで県内には佐賀県  
の広報動画作成会社等複数あり、今後は  
その選定を進めていく事となりました。

インフルエンサーは自身が動画作成・  
編集するのですが、その人物選定と報酬  
等が発生する課題があり、また投稿時に  
神社界に相応しいものか検閲しなければ  
ならない等々、課題が挙げられました。  
また神社庁ホームページ開設につい  
ては、掲載内容のページごとに担当を割  
り振り、一般向けのページでは本務神社  
の一覧や参拝作法など基本的な項目の

他、青年会のFacebookの挿入などが検  
討されています。

一方、県内神職向けページでは庁報や事  
業予定など最新の情報を閲覧出来るよ  
う計画されています。

前期よりの継続事業である神社誌編  
纂では各支部で進捗が芳しくない状況  
であり、神社明細書の提出を優先的に取  
り纏めていただくようお願いする事にな  
っています。また神社社殿の写真の提  
出など皆様にお手数をお掛け致します  
が、引き続き宜しくお願い申し上げます。

**事務報告**

**【階位授与】**

■山下 美幸

無試験検定に依り権正階を授く

令和四年十一月二十日

**【任免】**

■山下 美幸

佐賀市松原

佐嘉神社権禰宜に任ずる

令和四年十二月二十日

■出雲神社宮司 北島 昭次

神埼郡吉野ヶ里町

天満神社宮司代務者

天満神社宮司代務者

事比羅神社宮司代務者

海童神社宮司代務者

熊野神社宮司代務者

熊野神社宮司代務者

大神宮宮司代務者

宝満神社宮司代務者

天満神社宮司代務者

天神社宮司代務者

厳島神社宮司代務者

田手神社宮司代務者

願により兼職を免ずる

令和四年十二月三十一日

■土器山八天神社宮司 朝日 芳彦

神埼郡吉野ヶ里町

兼ねて天満神社宮司に任ずる

兼ねて天満神社宮司に任ずる

兼ねて事比羅神社宮司に任ずる

兼ねて海童神社宮司に任ずる

兼ねて熊野神社宮司に任ずる

兼ねて熊野神社宮司に任ずる

兼ねて大神宮宮司に任ずる

兼ねて宝満神社宮司に任ずる

兼ねて天満神社宮司に任ずる

兼ねて天神社宮司に任ずる

兼ねて厳島神社宮司に任ずる

兼ねて田手神社宮司に任ずる

令和五年一月一日

【承認】

■境内地模様替

香椎神社

佐賀市久保田町徳万一五五六番地

令和四年十一月二十四日

【御垣内特別参拝許可願申請報告】

■八幡神社宮司 宮崎 浩司

・参拝日 皇大神宮

令和四年十二月五日

豊受大神宮

令和四年十二月五日

・員数 代表

宮崎浩司 他三名

■伊勢神社宮司 古川 和生

・参拝日 皇大神宮

令和四年十二月十三日

豊受大神宮

令和四年十二月十三日

・員数 代表

野田建設代表

野田耕治 他九名

寄贈図書等目録並びに御芳名

自 令和四年十二月 一日

同三十一日

・多度山 第六六号

多度大社 様

・石上 第六五号

石上神宮 様

・霊峰富士 第一〇四号

富士山本宮浅間大社 様

・靖國 第八〇九号

靖國神社 様

・令和五年度版氏子教化カレンダー

北海道神社庁札幌支部青年神職会

文月会 様

・埼玉県神社庁関係者名簿

埼玉県神社庁 様

・岡山県神社庁関係者名簿

岡山県神社庁 様

・令和五年度神職手帳

北海道神社庁 様

・山梨県神社庁関係者名簿

山梨県神社庁 様

・すいとく 第八二二号

竹駒神社 様

・全国東照宮連合會々報 第五十五号

全国東照宮連合會 様

・佐加太利 第一一〇号

防府天満宮 様

・水天門 第一〇〇号

赤間神宮 様

・鳥取縣神社廳報 第一〇一号

鳥取県神社庁 様

・代々木 第五三一号

茨城県神社庁 様

・北海道神社庁報 第一二七四号

北海道神社庁 様

・儀礼文化ニュース 第二二八号

一般社団法人 儀礼文化学会 様

・日本文化研究所年報 第十五号

國學院大學研究開発推進機構 様

・弁財さん 第二四号

天山社宮司円城寺雄二 様

・大洗さま 第五二二号

大洗磯前神社 様

・浪速文叢 第三四号

大阪国学院 様

・令和四年東京都神社／神職名簿

・東神 No.一〇二四

・神道香川 第二六九号

・お明神さま 第二四八号

・御大典奉祝記念事業奉賛募金委員会だより

・いや比古 第三〇九号第三一〇号合併号

・滋賀縣神社庁報 No.二一〇号

・國見 第二二六号

・令和四年度写真コンテスト入賞作品

・滋賀縣神社庁 様

・彌彦神社 様

・三嶋大社 様

・香川県神社庁 様

・東京都神社庁 様

・大洗磯前神社 様

各提出物のお願い

神社役員・崇敬者調査

支 部締切：一月十五日(日)  
神社庁締切：一月二十日(金)

神社庁定例表彰内申

支 部締切：一月二十日(金)  
神社庁締切：一月末日

神社活動に関する全国調査

支 部締切：二月十五日(水)  
神社庁締切：二月二十一日(火)

神宮大麻精算関係

支 部締切：二月一日(水)  
神社庁締切：二月十五日(水)

年末年始の閉庁期間について

十二月二十九日(木)  
十二月三十日(金)  
十二月三十一日(土)  
一月 一日(日)  
一月 二日(月)  
一月 三日(火)  
※一月四日は庁内神事の為、  
午後以降の対応になります。

令和五年 学神祭齋行の御案内

新年にあたり 神社庁神殿にて学神祭を齋行致します  
祭典に併せ 竹の園生の儀式に倣い 講書始の儀並びに  
賀寿の御祝も執り行いますので 御参列下さいますよう  
御案内申し上げます

一、日 時 令和五年一月十一日(水) 午後三時

一、場 所 神社庁神殿(平和会館三階・神殿の間)

一、講書始 佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館

館長 諸田 謙次郎 先生

「佐野常民とその時代」

一、祝意表明

一、御案内

神社庁役員、協議員、研修所講師、支部長、  
支部幹事、大麻幹事、教化委員、県総代会  
役員、評議員、総代会支部長、各指定団体  
会長、敬神婦人会単位会長、他管内神職

※既に御案内の通り、往復ハガキ返信面で参列の有無に  
ついてお知らせ願います。